

議案第51号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事 務	市町村等
1～24の3 略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（3） 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町
24の5～48 略	

別表（第2条関係）

事 務	市町村等
1～24の3 略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（3） 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町
24の5～48 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表24の4の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。